

急増する輸入貨物への対応

令和4年11月24日
関税・外国為替等審議会
関税分科会
財務省関税局

1. 背景

輸入申告件数は年々増加の一途をたどっており、特に令和元年（2019年）以降は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う巣ごもり消費の影響を受けたEC（電子商取引）市場規模の拡大や、ECプラットフォーム事業者（インターネット上で商取引の場を提供する事業者）が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大に伴い、航空貨物の輸入申告件数が令和元年（2019年）の約4,200万件から令和3年（2021年）の約8,700万件へと約2倍に増加した。

航空貨物については、輸出者（荷送人）との運送契約において輸入者（荷受人）への配送まで（税関での手続等の代行を含む。）一貫輸送を行うサービスを提供している業者（SP（Small Package）業者）が取り扱っている貨物が大半を占めている。これらの貨物の中で、特にECサイト（インターネット通信販売サイト）を通じて海外の販売者等により販売され、国内の購入者に直接配送される貨物（以下「通販貨物」という。）の取扱件数が近年急増していることに加え、輸入後にECプラットフォーム事業者等が提供する倉庫保管、配送等を代行するサービス（フルフィルメントサービス：FS）を利用して国内で販売することを予定して輸入される貨物（以下「FS利用貨物」という。）の輸入も目立っている。

また、海上貨物の輸入申告件数についても、近隣アジア諸国からの通販貨物の増加により、令和元年（2019年）の約400万件から令和3年（2021年）の約800万件へと約2倍に増加した。

このような状況の中、航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸が多数摘発されているとともに、特にFS利用貨物については、本邦に住所等を有しない者（以下「非居住者」という。）が輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用する、いわゆるなりすましにより輸入を行う事案も発生している。また、FS利用貨物は、輸入の時点では売買が成立しておらず取引価格が存在していない中で、インボイスに記載した不当に低い価格で輸入申告することにより関税等をほ脱する事案が顕在化している。

輸入貨物が急増する中でも、円滑な輸入を引き続き確保しながら、水際取締りの実効性の確保及び適正な課税を実現していくため、通販貨物、FS利用貨物といった輸入貨物の類型を考慮したリスク管理等が可能となるよう、制度の見直しを行うことが急務となっている。

（参考1）令和4年度の関税・外国為替等審議会の答申（引き続き検討すべき事項）

「税関を取り巻く環境は、（中略）ECプラットフォーム事業者が提供するサービスの利用拡大を含む越境ECの拡大による輸入貨物の急増（中略）等、内外のダイナミックな構造変化の流れを受けて、現在大きく変化している。税関を取り巻く環境が今後も

構造的に大きく変化し続けることが予想される中、更に多様化・複雑化する税関業務への対応として、必要な制度改正等について速やかに検討する必要がある」

2. 検討

(1) 輸入申告項目の追加

貨物を輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならないこととされており、申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする際は、併せて、関税の納付に関する申告をしなければならないこととされている。

急増している輸入貨物は通販貨物が大半であり、F S利用貨物の輸入も目立っている。従来の航空貨物等による不正薬物や知的財産侵害物品の密輸対策の強化に併せて、通販貨物、F S利用貨物といった輸入貨物の類型を考慮したリスク管理を行い、リスクに応じたメリハリのある審査・検査を実施する必要がある。そのためには、輸入申告時において通販貨物及びF S利用貨物であることの把握に資する情報を得る必要がある。

しかしながら、現行の輸入申告項目（注1）では、通販貨物及びF S利用貨物であることの把握に有益な情報が十分に得られておらず、輸入貨物が急増する中で税関の審査・検査が必要な不正薬物や知的財産侵害物品等のおそれのあるハイリスク貨物を絞り込むことに限界がある。

（注1）現行の輸入（納税）申告項目（政令上明記されているもの）

- ・貨物の品名、数量及び価格
- ・貨物の適用税率、所属区分（税表番号）
- ・貨物の原産地及び積出地、仕出人の住所及び氏名
- ・貨物を積んでいた船舶又は航空機の名称
- ・貨物の蔵置場所 等

したがって、輸入申告項目に新たに「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は、「ECプラットフォームの名称」を含む。）という項目を設け、通販貨物の識別を可能とするとともに、「国内配送先」を輸入申告項目に追加し、輸入後に貨物が配送される場所に関する情報を得ることで、F S利用貨物の特定を可能とすることが適当と考えられる。

また、非居住者である輸入者が、輸入実績のある国内居住者の名義を勝手に使用し、いわゆるなりすましにより不適切な輸入を行っている場合等への対策として、取引の実態を把握している者が「輸入者」として確実に申告される

よう、輸入者の意義（解釈）（例えば、F S利用貨物については、基本的に海外の販売者等が自ら輸入者となるべきこと。）を明確化しつつ、「輸入者の住所及び氏名」を輸入申告項目に追加することが適当と考えられる。これにより、「輸入者の住所及び氏名」を偽って輸入する行為が虚偽申告輸入罪の対象となり、なりすましにより不適切な輸入が行われることに対する防圧効果が見込まれ、適正な輸入申告の確保につながるものと考えられる。

（２）税関事務管理人制度の見直し

F S利用貨物については、非居住者が自ら輸入者となって貨物を輸入する場合がある。この場合、非居住者は輸入申告等の事務を処理させるため、国内に住所等を有する者を税関事務管理人として定め、税関長に届け出なければならないこととされている（注２）。

（注２）税関事務管理人が処理する事務は、税関から受領した書類の非居住者への送付、貨物検査への立会い、関税の納付等。税関事務管理人の届出数は約 2,900 件、税関事務管理人は約 500 者（令和 4 年 9 月時点）。

非居住者が自ら輸入者となって F S 利用貨物を輸入する場合には、当該非居住者は本来、税関事務管理人を定める必要があるが、税関事務管理人を定めずに国内居住者に輸入の代行を依頼することがある。この場合、輸入の代行を依頼された国内居住者は、名義を貸すのみで取引の実態を把握しておらず、また非居住者の国内拠点もないため、税関の審査や事後調査時に申告内容や取引の詳細等を十分に確認することができない。また、税関事務管理人が当初の手続を終えて解任された場合等、税関事務管理人が定められていない場合にも同様の問題が生じる。

そのため、税関事務管理人を通じて、税関が非居住者に連絡できるようにすることで、審査や事後調査の実効性を高める仕組みを設ける必要がある。

具体的には、税関事務管理人を定めなければならない非居住者が、その定められた旨の届出をしていない場合に、

- ① 税関長が当該非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる事項（注３）を明示して、期限を指定して税関事務管理人の届出を求めること、

（注３）税関長から受領した書類の当該非居住者への送付、当該非居住者から受領した書類の税関長への提出。

- ② ①の状況を踏まえつつ、税関長が本邦に住所等を有する者で①の事項の処理につき便宜を有するもの（以下「国内便宜者」という。）に対し、当該非居住者の税関事務管理人となることを求めること、

- ③ 当該非居住者が①の期限までに税関事務管理人を届け出ない場合に、税関長が②の国内便宜者のうち一定の国内関連者（注4）を①の事項を処理させる税関事務管理人（以下「特定税関事務管理人」という。）として指定すること

（注4）当該非居住者と資本関係がある等特殊な関係を有する者、関税の税額等の計算の基礎となるべき事実について当該非居住者との契約により密接な関係を有する者、当該非居住者が利用するECプラットフォーム事業者等。

を可能とする等の規定の整備を行うことが適当と考えられる。

また、税関長が非居住者の事業内容等を把握し、適切な者を税関事務管理人として指定できるよう、非居住者が税関事務管理人を定めた場合の届出項目（注5）として、「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等に関する情報を追加するとともに、当該非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求めることが適当と考えられる。

（注5）現行の届出項目（政令上明記されているもの）

- ・税関事務管理人の住所及び名称
- ・税関事務管理人を定めた理由

3. 改正の方向性

上記を踏まえ、以下の方向で改正を行うことが適当ではないか。

（1）輸入申告項目の追加

税関において輸入貨物の類型を考慮したリスク管理を行い、リスクに応じたメリハリのある審査・検査を実施する観点から、輸入申告項目に「通販貨物に該当するか否か」（ECプラットフォームを利用して販売した通販貨物の場合は、「ECプラットフォームの名称」を含む。）、「国内配送先」及び「輸入者の住所及び氏名」を追加する。

（2）税関事務管理人制度の見直し

税関事務管理人を通じて、税関が非居住者に連絡できるようにすることで、審査や事後調査の実効性を高めるため、以下の事項を可能とする等の規定の整備を行う。

- ① 税関長が非居住者に対し、税関事務管理人に処理させる必要があると認められる事項を明示して、期限を指定して税関事務管理人の届出を求めること
- ② 税関長が国内便宜者に対し、非居住者の税関事務管理人となることを求めること

③ 非居住者が①の期限までに税関事務管理人を届け出ない場合に、税関長が②の国内便宜者のうち一定の国内関連者を特定税関事務管理人として指定すること

また、税関長が非居住者の事業内容等を把握し、適切な者を税関事務管理人として指定できるよう、非居住者が税関事務管理人を定めた場合の届出項目に「届出者（非居住者）の事業」、「届出者（非居住者）と税関事務管理人との関係」等を追加するとともに、届出を行う非居住者に対して、税関事務管理人との委任関係を証する書類の提出を求める。